

(参考資料)

諮問事項の説明

1 被害者等による少年審判の傍聴

家庭裁判所は、殺人等の一定の重大事件について、被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、傍聴を許すことができるようにするものです。

2 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

被害者等による記録の閲覧・謄写について、その要件を緩和し、原則として閲覧・謄写を認めるようにするとともに、対象記録の範囲を拡大し、少年の身上経歴等に関する一定の記録（いわゆる社会記録を除く。）についても、閲覧・謄写の対象とするようにするものです。

3 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大

被害者等の申出による意見聴取の対象者として、被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹を加えるものです。

4 成人の刑事事件の管轄の移管等

(1) 家庭裁判所が管轄する成人の刑事事件（児童福祉法違反、労働基準法違反等）について、第一審の裁判権を、家庭裁判所から地方裁判所又は簡易裁判所に移管するようにするものです。

(2) 家庭裁判所が少年に対する保護事件の調査又は審判により(1)の成人の刑事事件を発見したときの検察官等への通知義務を定めた少年法第38条の規定を削除するものです。